

放課後子ども教室休室基準

令和7年1月15日

1 判断による休所

非常災害、その他急迫の事情のある場合

(1) 長久手市に暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令された場合

警報発令時及び解除時の対応	
暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報が午前6時現在発令されている場合	学校が休校することに伴い、休室とする。
開所中の発令	事業を中止。速やかに保護者に引き渡す。

(2) 地震

震度5強以上の地震が発生した場合	地震発生当日は休室
開所中の発生	事業を中止し、児童の安全が確認されるまで施設内で待機のうち、保護者へ引き渡す。

(3) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	休室の場合は、災害対策本部の判断による。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	休室の場合は、災害対策本部の判断による。

(4) 熱中症特別警戒情報

実施日の前日午後2時に、愛知県下に熱中症特別警戒情報が発表された場合、学校が休校することに伴い翌日は中止。

2 その他

火災、災害、事故等で児童等の生命・身体に危険があると認められる場合は休室する。